ACSES ニュースレター_２１３４号（2021 年 6 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)〈消費者庁〉
・三菱電機で不正検査 鉄道向け空調機器、35 年以上〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・7 月 1 日～7 日は全国鉱山保安週間です〈経済産業省〉
・株式会社 gumi 及び株式会社スクウェア・エニックスに対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
・特定商取引法の通達改正・一方的に送り付けられた商品に関するチラシ等の公表について〈消費者庁〉
・携帯電話料金に関するリーフレット「ご存じですか?携帯のこと」を公表しました〈消費者庁〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道
[3] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 113 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 114 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品の一部を改正する件(厚生労働省告示第 265 号)〈官報〉
[4] 廃棄物関係
◇廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可（令和 2 年）について〈環境省〉
◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（令和 2 年）について〈環境省〉
◇海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等の公表について〈環境省〉
[5] 温暖化対策関係
◇英、24 年に石炭発電全廃へ　COP26 見据え、1 年前倒し〈Web 報道〉
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　２件　[公募結果、意見募集結果]　１件　[白書]　１件
[7] その他省庁発表　７件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　２件
[9] その他　１件
[付録]
◇高プロの「健康管理時間」初公表　月 300 時間以上〈新聞報道〉
・高プロの働き過ぎ防止策　実効性に懸念も〈新聞報道〉

捩花（ネジバナ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***その他の事故、事件***

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)

＜消費者庁　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024776/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210629_01.pdf

特記事項:ブリヂストンサイクル株式会社が販売した自転車のリコール(無償点検、改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：４件

（うちバッテリー（リチウムイオン、電動リクライニングソファー用）１件、自転車２件、照明器具１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件

（うちエアコン（室外機）１件、電動アシスト自転車１件、液晶ディスプレイモニター１件、

リチウム電池内蔵充電器１件、ノートパソコン１件、椅子１件）

・三菱電機で不正検査 鉄道向け空調機器、35 年以上

＜毎日新聞　2021 年 6 月 30 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210629/k00/00m/020/452000c

三菱電機が鉄道車両向け空調機器の製造過程で、長年にわたって出荷前に必要な検査を怠ったり架空のデータを記入したりしていたことが関係者への取材で判明した。不正な検査は 35 年以上前から繰り返されていたとみられる。同社は「安全性に問題はない」としているが、詳しい社内調査や顧客への説明に着手した。

関係者によると、空調機器は長崎製作所（長崎県時津町）で製造し、JR や私鉄など全国の鉄道会社に納入している。快適な温度、湿度を保つための制御機能や省エネ性能のほか、防水や電圧の変動などへの耐久性も求められる。

同製作所はこれらの性能について、出荷前に顧客が指定する方法で検査をする契約を顧客と交わしていたが、実際は指定された方法とは異なる条件で検査したり、一部の検査をしないまま架空の検査結果を成績書に記入したりしていた。こうした不正は少なくとも 1985 年から続いていたという。現在使われている製品のうち、少なくとも数百件以上が対象になるとみられる。

三菱電機は今年 6 月中旬に不正を把握。実態を確認するため社内調査を始めた。これまでに顧客から不具合に関する指摘などはないとみられるものの、検査の不備が疑われる空調機器の出荷をすでに停止し、JR など一部の納入先へ説明するとともに、経済産業省にも報告している。

三菱電機は毎日新聞の取材に「調査を進めているのは事実。製品そのものの安全、機能、性能には影響がないことを確認している」と回答した。

同社のホームページでは自社の空調機器について「製作、納入、保守までトータルに提供し、国内で高いシェアを誇る。その信頼性から、日本国内の新幹線、特急、通勤電車などはもとより、ニューヨークやロンドンの地下鉄車両、欧州の高速車両など、海外での鉄道にも採用されている」と説明している。

三菱電機では、2018 年にも鉄道車両などに使う産業用ゴムを製造する子会社が必要な検査を行わず、品質基準を満たさないゴム部品を出荷していたことが発覚。今年 5 月には安全認証の基準を満たさない電気制御部品を国内外に計 215 万台出荷していたことが明らかになっている。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・7 月 1 日～7 日は全国鉱山保安週間です

＜経済産業省　2021 年 6 月 29 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210629003/20210629003.html?from=mj
毎年 7 月 1 日～7 日は、全国鉱山保安週間です。期間中、経済産業省では、各鉱山及び関係団体（※）と広く連携・協力し、鉱山における保安意識の高揚を図るとともに、より一層の自主保安活動の推進を図ることで、鉱山における危害及び鉱害の発生を防止します。

・株式会社 gumi 及び株式会社スクウェア・エニックスに対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024759/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210629_03.pdf
消費者庁は、令和 3 年 6 月 28 日、株式会社 gumi 及び株式会社スクウェア・エニックスに対し、同社が供給する「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争」と称するオンラインゲームに係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、それぞれ、措置命令を行いました。

・特定商取引法の通達改正・一方的に送り付けられた商品に関するチラシ等の公表について
＜消費者庁　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024752/

・携帯電話料金に関するリーフレット「ご存じですか?携帯のこと」を公表しました
＜消費者庁　2021 年 6 月 29 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_003/assets/consumer_policy_cms201_210629_01.pdf
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jrg-0Vh7ds-gIBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月 29 日版）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-hrA22VBzfseo0BY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzCyJ1hz3yqB6lNZY

[対策・予防]
◇省庁発表
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jrg-0Vh7ds-hsBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・職域接種、申請再開せず　ワクチン供給が不足―政府
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062900674&g=pol

・ワクチン接種後の熱・痛みに使える市販薬を公表　厚労省
＜朝日新聞　2021 年 6 月 29 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP6X61YWP6XULBJ00T.html?iref=comtop_7_03
　厚生労働省は、新型コロナウイルスのワクチン接種後に発熱や痛みがあった場合に使える市販薬の紹介を、ホームページで始めた。一部の解熱鎮痛薬が品薄になっており、ほかにも効果がある市販薬があることを示した。

全国のドラッグストアの団体などにも通知した。

解熱鎮痛薬として使える市販薬は、子どもや妊婦にも使えるアセトアミノフェンがメディアなどで紹介されることが多く、需要が集中していた。厚労省は非ステロイド性抗炎症薬のイブプロフェンやロキソプロフェンも使えると紹介した。

ワクチン接種で症状が出る前に、予防として市販薬を継続的に使うことは推奨していない。すでにほかの薬を服用していたり、妊娠していたりすれば医師や薬剤師に相談するよう求めている。

詳細は厚労省のホームページへ（https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0007.html）

・ワクチン接種、重大誤り 70 件　16 日時点の政府集計

＜共同通信　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.47news.jp/6457540.html

政府は 29 日の閣議で、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、用法や用量を誤るなど「重大な健康被害につながる恐れのある間違い」の報告が全国で 70 件あったとする答弁書を決定した。16 日時点で集計した。接種間隔の誤りといった「直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い間違い」の報告は 15 日集計で 69 件あった。

計 139 件のうち最も多かった間違いは「適切な間隔を空けずに 2 回目の接種をした」33 件、「他の人に使用した針を刺した」23 件が続いた。「通常 2 回のところ 3 回目の接種」が 6 件、「同じ人に 1 日で 2 回接種した」のも 4 件あった。

・中外製薬、抗体カクテル療法による新型コロナ治療薬の製造販売承認申請

＜ロイター　2021 年 6 月 29 日＞　https://jp.reuters.com/article/chugai-covid-idJPKCN2E50YH

［東京　２９日　ロイター］ - 中外製薬は２９日、カシリビマブとイムデビマブの「抗体カクテル療法」について、新型コロナ治療薬として製造販売承認申請を厚生労働省に行ったと発表した。

今回の承認申請は、新型コロナ感染症患者を対象とした海外での臨床試験、および日本人における安全性と忍容性などの評価を目的とした国内第Ｉ相臨床試験の成績に基づいており、特例承認の適用を希望しているという。

抗体カクテル療法は、２種類のウイルス中和抗体を組み合わせるもので、中外薬は昨年１２月、提携先のスイスのロシュから日本での開発権と独占的販売権を取得している。

中外薬は今年５月、この療法が薬事承認された場合、日本政府が調達することで合意したと発表した。

同社の奥田修社長兼最高経営責任者（ＣＥＯ）は同療法について、海外第 III 相臨床試験で、入院をしていない高リスクの患者の入院または死亡のリスクが低下したと説明している。

◇大学等関係

・海越え、つながるキャンパス　海外の学生とのコラボ授業「ＣＯＩＬ」、コロナ下で加速

＜朝日新聞　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14954808.html

新型コロナウイルスは大学生の海外留学にも大きな影響を及ぼした。しかし、禍を転じてＩＣＴ（情報通信技術）で国際交流の裾野を広げようという動きがある。通常の授業の中で海外の学生と学べる仕組みをどう作るか。大学の取り組みが加速している。

今月９日、関西学院大学（兵庫県西宮市）が、米国・サンノゼ州立大…

◇マスコミ報道

・「コロナに効果」認定、食品由来の除菌剤に問い合わせ殺到　無味無臭で人体にも優しく

＜神戸新聞　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.kobe-np.co.jp/news/touban/202106/0014456438.shtml

建材卸会社「芝本商店」（兵庫県加古川市加古川町備後）の販売する除菌・除ウイルス剤「フォーダッシュ」が、新型コロナウイルス感染拡大で注目されている。食品や食品添加物を原料としているため、人体に無害といい、以前から書籍のカビ対策などに使われている。検査機関でこのほど、新型コロナウイルスに対する効果も認められた。

フォーダッシュは、同社と取引がある「ＭＵＫＩＮＫＥＮ」（東京）が、開発した除菌剤を希釈して製品化。主成分は食品脂肪酸と食品乳化剤で、アルコールや塩素系とは異なり、無味無臭で漂白作用がない。全国の大学図

書館や企業、官公庁の書庫で使われ、貴重な書籍の傷みを防いできた。

ノロウイルスやカンピロバクターなどに対する効果は実証済みで、新型コロナ禍が始まった昨年、一時品薄になったアルコール消毒剤に代わる製品として注目が高まった。今年５月には、一般財団法人「日本繊維製品品質技術センター」の神戸試験センターで、新型コロナウイルスの不活化効果が証明された。

商品は１６リットルの業務用（１万９８００円）や５００ミリリットル入りのスプレータイプ（２６４０円）などがあり、主にオンラインで販売。一般的な消毒剤と比べて割高だが、人体への影響の少なさもあってか新型コロナ禍以降、受注の問い合わせが殺到しているという。

引火性もなく、芝本商店の事務所内では加湿器に入れて噴霧させている。芝本忠雄社長は「人体にも安全。コロナへの効果が証明され、役に立つ商品だと広く知ってほしい」と話す。同社ＴＥＬ０７９・４２２・２２００

****

[3] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 113 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 29 日　特別号外　第 55 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210629/20210629t00055/20210629t000550001f.html

〇厚生労働省令第 113 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 6 月 29 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～百十二　（略） 百十三　（略） 百十四　Ｎ－［（４・６－ジメチル－２－ オキソ－１・２－ジヒドロピリジン－３－イル）メチル］－５－［エチル（オキサン－４－イル）アミノ］－４－メチル－４’－［（モルホリン－４－イル）メチル］ビフエニル－３－カルボキシアミド（別名タゼメトスタツト）、その塩類及びそれらの製剤 百十五　（略）	別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～百十二　（略） 百十三　（２Ｒ・３Ｓ）－３－（１・１－ジメチルエチル）オキシカルボニルアミノ－２－ヒドロキシ－３－フエニルプロパン酸（１Ｓ・２Ｓ・３Ｒ・４Ｓ・５Ｒ・７Ｓ・８Ｓ・10Ｒ・13Ｓ）－４－アセトキシ－２－ベンゾイルオキシ－５・20－エポキシ－１－ヒドロキシ－７・10－ジメトキシ－９－オキソタキス－11－エン－13－イル（別名カバジタキセル）及びその製剤 （新設） 百十四　５－（３・３－ジメチル－１－トリアゼノ）－イミダゾール－４－カルボキサミド（別名ダカルバジン）及びその製剤

百十六～二百四　（略） （削る） 二百五～二百七　（略） 二百八　ルテチウム(^{177}Ｌｕ)－Ｎ－［（４・７・10－トリカルボキシメチル－１・４・７・10－テトラアザシクロドデシ－１－イル）アセチル］－Ｄ－フエニルアラニル－Ｌ－システイニル－　Ｌ－チロシル－Ｄ－トリプトフアニル－Ｌ－リシル－Ｌ－スレオニル－　Ｌ－システイニル－Ｌ－スレオニン－サイクリツク（２－７）ジスルフイド（別名ルテチウムオキソドトレオチド（^{177}Ｌｕ））及びその製剤	百十五～二百三　（略） 二百四　ルテチウム(^{177}Ｌｕ)－Ｎ－［（４・７・10－トリカルボキシメチル－１・４・７・10－テトラアザシクロドデシ－１－イル）アセチル］－Ｄ－フエニルアラニル－Ｌ－システイニル－　Ｌ－チロシル－Ｄ－トリプトフアニル－Ｌ－リシル－Ｌ－スレオニル－　Ｌ－システイニル－Ｌ－スレオニン－　イクリツク（２－７）ジスルフイド（別名ルテチウムオキソドトレオチド(^{177}Ｌｕ)）及びその製剤 二百五～二百七　（略） （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

［備考］
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）
第 228 条の 10

第八章　医薬品等の広告

第二百二十八条の十　法第六十七条第一項の規定により指定する医薬品又は再生医療等製品は、別表第五のとおりとする。

２　前項に規定する医薬品又は再生医療等製品の令第六十四条に規定する特殊疾病に関する広告は、医事又は薬事に関する記事を掲載する医薬関係者向けの新聞又は雑誌による場合その他主として医薬関係者を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

＜ACSES 事務局調べ＞

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 114 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 30 日　本紙　第 524 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210630/20210630h00524/20210630h005240002f.html

○厚生労働省令第 114 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第六十二条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 6 月 30 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（医薬品の検定の申請及び検定機関） 第百九十七条　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。 一　厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「指定製剤」という。）の検定の申請（当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。）　次のイ及びロに掲げる書類 イ・ロ　（略） 二 ３～６　（略）	（医薬品の検定の申請及び検定機関） 第百九十七条　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。 一　生物学的製剤である医薬品のうち厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「指定製剤」という。）の検定の申請（当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。）　次のイ及びロに掲げる書類 イ・ロ　（略） 二 ３～６　（略）

附　則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 265 号）

［官報］　令和３年６月 30 日　本紙　第 524 号　８頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210630/20210630h00524/20210630h005240008f.html

○厚生労働省告示第 265 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第二項第一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品（平成二十三年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次の表のように改正し、令和三年七月一日から適用する。

令和３年６月 30 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行絹則第百九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和ご十六年厚生省令第一号）第百九十七条第二珀第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、生物学的製剤とする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行絹則第百九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和ご十六年厚生省令第一号）第百九十七条第二珀第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品は、ワクチン（専ら疾病の治療に使用されることが目的とされているものを除く。）とする。

****

［4］*廃棄物関係*

◇廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可（令和２年）について

＜環境省　2021 年６月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109735.html

環境省では、毎年「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物の輸

出入の実施状況について集計を行っております。今般、令和２年１月から 12 月までの状況について取りまとめましたので公表致します。

令和２年１月から 12 月までの間に、廃棄物処理法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された廃棄物の量は、872,318 トン（平成 31 年及び令和元年は 1,027,762 トン）であり、我が国に輸入された廃棄物の量は、3,280 トン（平成 31 年及び令和元年は 2,564 トン）でした。

１　制度の概要

廃棄物処理法では、廃棄物を輸出しようとする者は、同法第 10 条第１項又は第 15 条の４の７第１項の規定に基づき、環境大臣による輸出の確認を受ける必要があり、同法施行規則第６条の 28 第１項又は第 12 条の 12 の 26 第１項の規定に基づき、環境大臣に輸出量等を報告することとされています。

一方、廃棄物を輸入しようとする者は、廃棄物処理法第 15 条の４の５第 1 項の規定に基づき、環境大臣による輸入の許可を受ける必要があり、同法施行規則第 12 条の 12 の 21 第１項の規定に基づき、輸入量等を環境大臣へ報告することとされています。

これら廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入の実施状況については、毎年取りまとめて公表することとしており、今般、令和２年１月から 12 月の状況について取りまとめました。

２　令和２年における廃棄物の輸出の状況

（１）廃棄物の輸出報告のあった品目は、ほぼ全て石炭灰で、輸出の相手国・地域は韓国、香港等であり、全てセメント製造における粘土代替原料又は混和材としての利用を目的とするものでした。

（２）環境大臣が輸出確認を行った廃棄物の輸出は 42 件（注１）で、その輸出確認量は 4,124,730 トンでした。（平成 31 年及び令和元年は 54 件、3,769,170 トン）。また、輸出確認を得た廃棄物のうち、実際に輸出され処分が完了したものとして報告された量は 872,318 トンでした（注２、平成 31 年及び令和元年は 1,027,762 トン）。なお、分析試験目的での輸出確認量は 62 キログラムでした。

（３）廃棄物の輸出確認制度施行以降の輸出確認及び輸出報告量の推移は、別添１のとおりです。

３　令和２年における廃棄物の輸入の状況

（１）廃棄物の輸入報告のあった品目は廃乾電池、水銀含有汚泥等で、輸入の相手国・地域は台湾、インドネシア等であり、ほぼ全て資源回収を目的とするものでした。

（２）環境大臣が輸入許可を行った廃棄物の輸入は６件（注１）で、その輸入許可量は 9,342 トンでした（平成 31 年及び令和元年は９件、13,071 トン）。また、輸入許可を得た廃棄物のうち、実際に輸入され処分が終了したものとして報告された量は 3,280 トンでした（注２、平成 31 年及び令和元年は 2,564 トン）。

（３）廃棄物の輸入許可制度施行以降の輸入許可及び輸入報告量の推移は、別添２のとおりです。

４　令和２年における廃棄物処理法に基づく行政処分の状況

廃棄物処理法第 18 条第２項に基づく報告徴収及び同法第 19 条の５第１項又は第 19 条の６第１項に基づく措置命令（廃棄物の輸出入に係るものに限る。）の実施件数は次のとおりでした。

○　報告徴収件数　０件（０件）.

○　措置命令発出件数　０件（０件）.

※（　）内は平成 31 年及び令和元年実績.

（参考：一覧表）.

我が国からの輸出について			我が国への輸入について		
輸出確認 （注１）	42 件 (54)	4,124,730 トン (3,769,170)	輸入許可 （注１）	6 件 (9)	9,342 トン (13,071)
輸出報告量 （注２）	872,318 トン (1,027,762)		輸入報告量 （注２）	3,280 トン (2,564)	

（　）内は、平成 31 年及び令和元年実績

注１： 輸出確認証又は輸入許可証の返却があったものを除きます。
注２： 平成 31 年及び令和元年に輸出確認又は輸入許可を得て、令和２年に輸出入報告が行われたものを含みます。
添付資料
別添１　廃掃法輸出確認量、輸出確認件数及び輸出報告量の推移
別添２　廃掃法輸入許可量、輸入許可件数及び輸入報告量の推移

◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（令和２年）について
＜環境省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109734.html
環境省及び経済産業省では、毎年「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の施行状況について集計を行っております。今般、令和２年１月から 12 月までの状況について取りまとめましたので公表致します。

令和２年１月から 12 月までの間に、バーゼル法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された特定有害廃棄物等の総量は、146,089 トン（平成 31 年及び令和元年は 103,528 トン）であり、我が国に輸入された特定有害廃棄物等の総量は、1,601 トン（平成 31 年及び令和元年は 6,685 トン）でした。

１　制度の概要

バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、同法第４条第１項の規定に基づき「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という。）第 48 条第３項の規定による経済産業大臣の輸出承認を受ける必要があります。環境大臣は、輸出承認に先立ち、バーゼル法第４条第３項の規定に基づき環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかの確認を行っています（注１）。また、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、バーゼル法第６条第１項の規定に基づき、輸出移動書類を携帯する必要があります。

一方、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、バーゼル法第８条第１項の規定に基づき外為法第 52 条の規定による経済産業大臣の輸入承認を受ける必要があります。その際に、環境大臣は、バーゼル法第８条第２項の規定に基づき環境の汚染を防止するために必要がある場合は意見を述べることができることとなっています。また、輸入された特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、バーゼル法第 10 条第１項の規定に基づき、輸入移動書類を携帯する必要があります。

これらバーゼル法の施行状況については、毎年取りまとめて公表することとしており、今般、令和２年１月から 12 月の施行状況について取りまとめました。

２　令和２年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

（１）特定有害廃棄物等の輸出において、移動書類を交付した案件の主な品目は、石炭灰、錫鉛くずで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸出先は、韓国、ベルギーでした。

（２）輸出の状況について、輸出手続の段階別に整理すると以下のとおりです。

①　輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行った特定有害廃棄物等は 31 件　で、その輸出予定量は、425,710 トン（平成 31 年及び令和元年は、33 件、562,666 トン）でした。

②　相手国からの輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行った特定有害廃棄物等は 27 件（注２）で、その総量は 377,553 トン（平成 31 年及び令和元年は、30 件、335,716 トン）でした。

③　輸出の承認を得た特定有害廃棄物等のうち、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは、220 件（注３、注４）で、その総量は、146,089 トン（平成 31 年及び令和元年は、172 件、103,528 トン）でした。

（３）バーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸出量（輸出移動書類に記入された量）及び輸出の件数（輸出移動書類の交付件数）の推移は別添１のとおりです。

３　令和２年における特定有害廃棄物等の輸入の状況

（１）特定有害廃棄物等の輸入において、移動書類を交付した案件の主な品目は、電子部品スクラップ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等）、金属含有スラッジで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸入元は、インドネシア、フィリピン、タイでした。

（２）輸入の状況について、輸入手続の段階別に整理すると以下のとおりです。

①　相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領した特定有害廃棄物等は 128 件で、その輸入予定量は 72,112 トン（平成 31 年及び令和元年は、171 件、113,641 トン）でした。

② 輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行った特定有害廃棄物等は 88 件（注５）で、その総量は、54,563 トン（平成 31 年及び令和元年は、149 件、112,799 トン）でした。

③ 輸入の承認を得た特定有害廃棄物等のうち､経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは 106 件(注３、注６、注７）で、その総量は、1,601 トン（注７）（平成 31 年及び令和元年は、312 件（注７）、6,685 トン（注７））でした。

（３）バーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸入量（輸入移動書類に記入された量）及び輸入の件数（輸入移動書類の交付件数）の推移は別添２のとおりです。

４ 令和２年におけるバーゼル法に基づく行政処分等の状況

バーゼル法第 18 条に基づく報告徴収及び第 17 条に基づく措置命令の実施件数は次のとおりでした。

○ 報告徴収件数 ０件（０件）.

○ 措置命令発出件数 ０件（０件）.

※（ ）内は、平成 31 年及び令和元年実績.

なお、輸出先国からバーゼル条約に基づく不法取引通報があった案件や、税関から不法輸出入の疑義貨物に係る通報があった案件等については、環境省及び経済産業省は税関と連携の上、必要に応じて貨物確認や輸出入業者へのヒアリング等を行い、法令に違反していることが判明した場合には法令に基づく処分や行政指導を行う等厳正に対処することとしています。

（参考：一覧表）.

我が国からの輸出について			我が国への輸入について		
手続	件数	記載重量	手続	件数	記載重量
相手国への通告	31 件 (33)	425,710 トン (562,666)	相手国からの通告	128 件 (171)	72,112 トン (113,641)
輸出の承認 （注２）	27 件 (30)	377,553 トン (335,716)	輸入の承認 （注５）	88 件 (149)	54,563 トン (112,799)
輸出移動書類の交付 （注３、注４）	220 件 (172)	146,089 トン (103,528)	輸入移動書類の交付 （注３、注６、注７）	106 件 (312)	1,601 トン (6,685)

（ ）内は、平成 31 年及び令和元年実績

注１： 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則」第１条で定める地域を仕向地とする同施行規則第２条で定める特定有害廃棄物等の輸出の場合に限ります。

注２： 平成 31 年及び令和元年に事前通告を行ったものを含みます。

注３： 一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなさ れたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあっては、通告 及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しません。

注４： 平成 31 年及び令和元年に輸出承認を行ったものを含みます。

注５： 平成 31 年及び令和元年以前に事前通告を受領したものを含みます。

注６： 平成 31 年及び令和元年に輸入承認を行ったものを含みます。

注７： 一部、輸入通関時の都度、輸入承認証の発給を行っていた台湾からの輸入承認件数及び数量を含みます。

添付資料

別添１ 特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

別添２ 特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

◇海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等の公表について

＜環境省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109731.html

環境省では、プラスチックごみを含む海洋ごみの発生抑制に向けて、内陸から河川を経由して海洋へ流出するごみの量・組成等を経年的に把握するため、地方公共団体や研究機関等で活用いただくための調査ガイドラインや事例集等の作成を進め、環境省 Web サイトにて公表しましたのでお知らせします。

１．背景・概要

海洋ごみ対策については､｢美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号)」(海岸漂着物処理推進法)等に基づき、回収・処理を始め各種対策が進められてきましたが、世界の海洋プラスチックごみの約８割は陸域から発生しているとも言われており、より一層対策を進めていくためには、流域圏で内陸から沿岸及び海洋にわたる関係主体が一体となって発生抑制対策等を行うことが不可欠です。

こうしたことを踏まえ、環境省では、内陸から河川を経由して海洋へ流出するごみの量・組成等を経年的に把握するため、地方公共団体や研究機関等で活用いただくため、調査ガイドラインや事例集等の作成を進め、環境省ホームページにて公表しました。

２．各種ガイドライン等一覧

（1）散乱ごみ実態把握調査ガイドライン

URL: http://www.env.go.jp/water/marine_litter/mat21_011.pdf.

（2）河川ごみ調査参考資料集

URL: http://www.env.go.jp/water/marine_litter/mat21_021.pdf.

（3）河川マイクロプラスチック調査ガイドライン

URL: http://www.env.go.jp/water/marine_litter/mat21_031.pdf.

（4）漂着ごみ組成調査ガイドライン

URL: http://www.env.go.jp/water/marine_litter/mat21_041.pdf.

（5）海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画作成のための手引き

URL:http://www.env.go.jp/water/marine_litter/mat21_05.pdf.

（6）海洋ごみ発生抑制対策等事例集

URL: http://www.env.go.jp/water/marine_litter/mat21_06.pdf.

添付資料

海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について

https://www.env.go.jp/press/marine_litter/116453.pdf

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇英、24 年に石炭発電全廃へ　　COP26 見据え、1 年前倒し

＜共同通信　2021 年 6 月 30 日＞　https://nordot.app/782743206149324800?c=39546741839462401

【ロンドン共同】英政府は 30 日、温室効果ガスを大気中に排出する従来型の石炭火力発電所を 2024 年 9 月末までに全廃すると発表した。従来は 25 年を目指していたが、1 年前倒しする。今年 11 月に英北部グラスゴーで開かれる国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP26）を見据え、環境を重視する姿勢を内外にアピールするのが狙いだ。

英国では 20 年、風力や太陽光などを利用した再生可能エネルギーの発電量が 43.1%を占めた。12 年に 4 割を占めていた石炭火力は 1.8%にとどまった。終了時期を 24 年にしても、石炭採掘分野に重大な影響を与えないことが分かったという。

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（バッテリー交換式 EV とバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業）の公募開始について

＜環境省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109743.html
---

◇令和３年度環境測定分析統一精度管理調査の実施について（参加機関の募集）
＜環境省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109691.html
---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業」の採択案件の決定について
＜環境省　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/109725.html
---

[白書]

◇「令和３年版通商白書」を取りまとめました
＜経済産業省　2021 年 6 月 29 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210629004/20210629004.html?from=mj
経済産業省は、令和3年版通商白書を取りまとめ、本日、閣議配布しました。
今回の白書のポイント
ウィズ・コロナ時代における通商政策が前提とすべき4つの国際潮流（①政府の経済面における役割の拡大、②各国における経済安全保障の強化、③国際経済活動における環境・人権等の共通価値への関心の高まり、④ビジネスのデジタル化）を提示しました。
また、コロナショックからの世界経済の回復において生じている、経済面における政府の役割の拡大、環境や人権等の共通価値への関心の高まりなどの地殻変動や、自国優先的な措置の常態化のおそれ、市場歪曲的措置による「公平な競争条件」の毀損といった課題に対応できるよう、自由貿易体制を更新する必要性について記載しています。
以上を踏まえて、今後の方向性として、デジタル技術の活用による強靭なサプライチェーンの構築や、アジアの持続可能な成長を実現するための新たな市場機会を獲得していくことが求められています。また、自由貿易体制を担う新たな国際ルールや規範作りに取り組み、日本の強みを活かすバリューチェーンを官民で作り込む重要性を提言しています。
関連資料
通商白書の概要
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210629004/20210629004-1.pdf

・医療品輸出制限 54 カ国、保護主義常態化も　21 年通商白書
＜日経新聞　2021 年 6 月 29 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA25D7U0V20C21A6000000/
政府は 29 日、2021 年版の通商白書をまとめた。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、ワクチンなど医療品の輸出を制限する国が4月時点で54カ国に上った。医療品以外でも自国産業の保護策をとる国が増えているとして、保護主義が「常態化する恐れ」があると懸念を示した。
民間の政策監視機関グローバル・トレード・アラートの分析では、ワクチンや薬、医療機器、マスクなどへの輸出制限は、感染が広がった 20 年 3 月初め時点で約 20 カ国が新規導入し、ピークの 20 年 4 月には 73 カ国に急増した。一部の国は解除したが、現在も高止まりしている。
関税引き上げなど貿易を抑制する政策の新規導入は米中対立が激しくなった 18 年に世界で増えた。19 年にいったん落ち着いたが、20 年にコロナ禍で再び増えた。20 年に世界で新たに導入した貿易促進政策は 654 件だったのに対し、抑制政策は 1382 件と 2 倍の差が出た。
白書は貿易抑制策が「経済回復を阻害する要因となりえる」と指摘し、自由貿易と逆行する保護主義的な貿易制限を懸念した。日本政府として世界貿易機関（WTO）改革に取り組むほか、市場をゆがめる措置に米欧などの有志国と連携して是正を求めていく方針を示した。
米国と欧州連合（EU）との「三極貿易相会合」で中国の行き過ぎた産業補助金などに問題提起してきた。こうした枠組みを活用する。

国境をまたぐサプライチェーン（供給網）を巡り、今後は不公正な貿易の封じ込めや経済安全保障への対応、環境や人権などへの配慮など、取引過程をより重視した「バリューチェーン」の構築を進める必要があるとも記載した。

****

[7] ***その他省庁発表***

◇ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する倫理指針の一部を改正する件（文部科学省告示第105号）

［官報］ 令和3年6月30日 本紙 第524号 6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210630/20210630h00524/20210630h005240006f.html

---

◇ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示（文部科学省・厚生労働省告示第2号）

［官報］ 令和3年6月30日 本紙 第524号 7頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210630/20210630h00524/20210630h005240007f.html

---

◇ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第34号）

［官報］ 令和3年6月30日 号外 第146号 48～51頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210630/20210630g00146/20210630g001460048f.html

---

◇種の保存法に基づく緊急指定種の指定について

＜環境省 2021年6月29日＞ https://www.env.go.jp/press/109741.html

◇スーパーコンピュータ「富岳」のスパコンランキングについて

＜文部科学省 2021年6月29日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/af46ac24o7xTmxbF

◇令和4年度からの私立大学の収容定員の増加に係る学則変更予定一覧（令和3年6月29日）

＜文部科学省 2021年6月29日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/af46ac24o7xTmxbJ

◇令和4年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和3年4月分）

＜文部科学省 2021年6月29日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/af46ac24o7xTmxbN

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG 第40回合同会合の開催について 7月6日

＜環境省 2021年6月29日＞ https://www.env.go.jp/press/109730.html

（1）関係者ヒアリング

（2）その他

・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気設備自然災害等対策ワーキンググループ（第12回） 7月5日

＜経済産業省 2021年6月29日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/40826

1. 「電気設備自然災害等対策ワーキンググループ」の再開趣旨について
2. 最近の自然災害等における電気設備の被害及びその対応について
3. 自然災害等を巡る現状と課題・議論の進め方について

****

[9] *その他*

・科学技術・学術政策研究所「修士課程（6 年制学科を含む）在籍者を起点とした追跡調査（2020 年度修了（卒業）者及び修了（卒業）予定者に関する報告)」報告書の公表について

＜文部科学省　2021 年 6 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af46ac24o7xTmxbH

文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）では、2014 年から「博士人材追跡調査」を実施し、博士（後期）課程修了者を対象に様々な分野における活動状況を継続的に調査してきました。他方、博士課程への進学の躊躇が指摘されていることを踏まえ、2020 年 11 月～12 月に、博士課程の前段階である修士課程（6 年制学科を含む）の修了（卒業）者及び修了（卒業）予定者を対象とした調査を、初めて行いました。

具体的には、対象者の経済的支援状況、進路状況、博士課程へ進学しない理由、在籍者の視点から博士課程への進学率を向上させるために重要な政策等について、アンケート調査を行いました。その結果、博士課程での給与支給や博士取得者への処遇改善の重要性が明らかとなりました。

調査に多大なご協力をいただいた皆さまへの感謝を込め、本報告を「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画 」（2021 年 3 月閣議決定）が掲げる「人生を賭けるに値するとして、誇りを持ち博士後期課程に進学し、挑戦に踏み出す」社会の実現に向けて活用、貢献していきます。

報告書の詳細については、以下のリンクより御覧ください。

公表資料（※文部科学省科学技術・学術政策研究所ホームページへのリンク）

https://www.nistep.go.jp/archives/47485

****

[付録]

◇高プロの「健康管理時間」初公表　月 300 時間以上

＜朝日新聞　2021 年 6 月 30 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP6Y6WFDP6YULFA02C.html?iref=comtop_7_01

高年収の専門職の人を労働時間規制から外す高度プロフェッショナル制度（高プロ）の導入企業に把握が義務づけられた「健康管理時間」の集計結果を、厚生労働省が初めて公表した。健康管理時間は在社時間と社外で働いた時間の合計。集計対象の全 17 事業場で月 200 時間以上、うち 6 事業場で月 300 時間以上の社員がいた。高プロ適用者の長時間労働の傾向が、初めて定量的に明らかになった。

高プロは 2018 年 6 月に成立した働き方改革関連法に盛り込まれ、19 年 4 月に施行された。導入から 2 年が過ぎたのを機に、適用者の健康管理時間や休日などに関して労働基準監督署に定期報告をした事業場について集計した。今年 3 月末時点で高プロを導入しているのは 20 社の計 21 事業場で、適用者は 552 人。

健康管理時間が最長の対象社員を事業場ごとに調べたところ、6 事業場で月 300 時間以上 400 時間未満、残る 11 事業場は月 200 時間以上 300 時間未満。全 17 事業場で月 200 時間以上の社員がいた。月 300 時間以上の社員がいたのは、コンサルタントかアナリストの職場だった。

健康管理時間が月 300 時間…

・高プロの働き過ぎ防止策　実効性に懸念も

＜朝日新聞　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6Y6WGCP6YULFA02Q.html

高度プロフェッショナル制度（高プロ）を適用された専門職の働き方のデータを、厚生労働省が導入の 2 年後に初公表した。医師の面接指導が必要となる長時間労働をした社員の存在が明らかになり、「働き過ぎを助長する」との懸念が再び強まる可能性がある。

高プロの適用者は労働基準法の労働時間規制を完全に外される。深夜・休日の割増賃金を払う必要もない。代わりに「年間 104 日以上かつ 4 週間に 4 日以上」の休日を確保する必要があるが、言い換えれば、4 週間のうち 24 日は何時間働かせても違法にならない。際限なく働かされる恐れがあり、法案審議の段階から、働き過ぎを防ぐ措置の実効性を疑問視する見方が出ていた。実労働時間に代わって勤務実態をチェックする手立てとして導入されたのが健康管理時間だ。

在社時間には休憩や自己啓発…

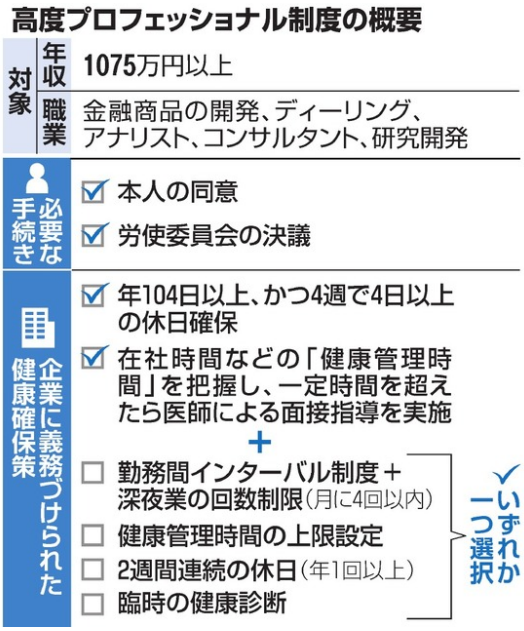
高度プロフェッショナル制度の概要
対象
年収
1075万円以上
職業
金融商品の開発、ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発
必要な手続き
本人の同意
労使委員会の決議
企業に義務づけられた健康確保策
年104日以上、かつ4週で4日以上の休日確保
在社時間などの「健康管理時間」を把握し、一定時間を超えたら医師による面接指導を実施
+
勤務間インターバル制度＋深夜業の回数制限（月に4回以内）
健康管理時間の上限設定
2週間連続の休日（年1回以上）
臨時の健康診断
いずれか一つ選択

********** 以上 **********